

令和6年度版

# ご利用ください！ 大崎上島町補助金等ガイド

大崎上島町では地域活性化や、よりよい暮らしの助けとなるよう独自の補助金等をご用意しています。

※補助金等には細かい採択要件がありますので、必ず事前に担当課へ確認をして申請をお願いします。





分野	名 称	担当課	主 要 件
			制 度 内 容
健 康 高齢者 子育て 福 祉	胃がん・肺がん・子宮頸がん・乳がん・大腸がん・肝炎ウイルス・骨粗鬆症検診・歯科健診自己負担額補助	保健衛生課 62-0330	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象年齢で大崎上島町に住所を有すること。</li> <li>各検診受診者の自己負担が1割程度となるように町が補助 生活保護世帯・非課税世帯は無料</li> </ul>
	予防接種券交付	保健衛生課 62-0330	<ul style="list-style-type: none"> <li>予防接種法に定められた年齢内であること。</li> <li>予防接種法に定められた定期予防接種にかかる金額を助成</li> </ul>
	大崎上島町特定不妊治療費助成	保健衛生課 62-0330	<ul style="list-style-type: none"> <li>妻の年齢が43歳未満であること。</li> <li>特定不妊治療に要した費用の総額から、広島県の不妊治療支援事業の助成金額を差し引いた額で5万円を上限とした額を助成</li> </ul>
	妊産婦・乳児健康診査費用助成	保健衛生課 62-0330	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦、乳児、産婦</li> <li>妊婦、乳児健康診査費用の一部を助成する。 受診券は妊娠届時に交付。転入時に転居先の他市町の受診券と差替えが必要。</li> </ul>
	妊婦・乳児健康診査交通費助成	保健衛生課 62-0330	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦、乳児</li> <li>妊婦、乳児健康診査に受診する交通費を助成する。</li> </ul>
	精神障害者通院助成金	保健衛生課 62-0330	<ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者保健福祉手帳1級、2級又は3級を所持している方</li> <li>島外に自動車に通院する場合、1日1,000円/月5日まで助成</li> </ul>
	身体、知的障害者通院助成金	福祉課 (指導) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳1級、2級、3級の1種又は、療育手帳A又は(A)(ただし、18歳未満の方は、B又は(B)を含む)を所持している方。</li> <li>島外に自動車に通院する場合、1日1,000円/月5日まで助成</li> </ul>
	じん臓障害者通院助成金	福祉課 (指導) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>町内に住所を有し、じん臓機能障害のため人工透析治療を受けている方</li> <li>最も経済的な経路による交通費の4分の3以内 ただし、自動車の場合1日上限2,376円、タクシーの利用1回上限750円まで、台風等で海上交通機関欠航の場合宿泊費1泊上限6000円</li> </ul>

分野	名称	担当課	主 要 件
			制 度 内 容
健 康 高 齢 者 子 育 て 福 祉	医療及び福祉従事者奨学金返還支援補助事業	福祉課 (指導) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>奨学金を利用して、以下の資格を取得し、町内の医療、福祉事業等に就職し、町内に住所を有する方 (看護師、准看護師、介護福祉士、保健師、管理栄養士、社会福祉士、医師、歯科医師、歯科衛生士、保育士、保育教諭、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士)</li> <li>奨学金を返還した額と、年18万円(月額1万5千円)のいずれか低い額を1月から12月の支払い実績に応じて一括交付。(補助対象期間は、5年間(60月分)を上限。)</li> </ul>
	医療及び福祉従事者就職支援金等支給事業	保健衛生課 62-0303	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記の資格を有する方 看護師、准看護師、介護福祉士、保健師、管理栄養士、社会福祉士、医師、歯科医師、歯科衛生士、保育士、保育教諭、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神福祉保健士</li> <li>町内に住所を有し、1年以上継続して雇用される見込みのある方</li> <li>U・Iターン者で、5年以上居住する意志のある方</li> <li>町内の事業所等に就職される有資格者の方 就職支援金：200,000円</li> <li>上記に加え、U・Iターン者の方 定住支援金：240,000/年(最長5年間)</li> </ul>
	家族介護慰労金支給事業	福祉課 (介護) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>要介護4又は要介護5に相当する市町村民税非課税世帯に属する在宅の高齢者であって過去1年間介護保険サービス(年間1週間程度のショートステイの利用を除く)を受けなかった者を現に介護している家族の方</li> <li>家族介護慰労金事業 介護慰労金 100,000円</li> </ul>
	成年後見制度利用支援事業	福祉課 (指導) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護法(昭和25年法律第144号)による生活保護を受けている者</li> <li>報酬等を負担することで、生活保護法による要保護者となる者</li> <li>前各号に掲げるもののほか、報酬等の助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると町長が認めた者</li> <li>町長が行う成年後見、保佐又は補助開始の審判の請求並びに成年後見人等への報酬等の助成</li> </ul>
	こども医療費給付事業	福祉課 (指導) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得制限なし</li> <li>こども等(出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)への医療費補助</li> <li>500円/日/1医療機関</li> </ul>
	子育て支援手当支給事業	福祉課 (指導) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>大崎上島町に住所を有していること。</li> <li>乳幼児を養育している者に対し、乳幼児1人につき月額6,000円を給付</li> </ul>

分野	名 称	担当課	主 要 件
			制 度 内 容
健 康 高 齢 者 子 育 て 福 祉	児童手当支給事業	福祉課 (指導) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得制限あり（但し、現在特例措置有り）</li> <li>中学校修了前までの児童に対し、児童手当（月額）を支給 3歳未満児15,000円</li> <li>3歳以上小学校修了前（第1子、第2子）10,000円（第3子以降） 15,000円・中学校修了前10,000円を給付</li> </ul>
	介護資格取得及び資格更新支援金支給事業	福祉課 (介護) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>大崎上島町に住所を有し、町内の介護保険事業所に勤務している者</li> <li>大崎上島町税等の滞納がない者</li> <li>支援金支給後も引き続き大崎上島町内の同一法人が運営している介護保険事業所に1年以上常勤職員として勤務する予定のある者</li> <li>介護福祉士、介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を取得した者（各資格ごとに1回を限度。） 資格取得支援金 100,000円（対象資格登録日から1年経過後の年度末までに申請）</li> <li>介護支援専門員又は主任介護支援専門員の資格を更新した者 資格更新支援金 100,000円（資格更新の修了証明書の取得日の年度末までに申請）</li> </ul>
	重度心身障害者医療費支給事業	福祉課 (指導) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得制限あり</li> <li>身体障害者手帳3級以上、療育手帳⑧以上および65歳以上の者で後期高齢者医療保険の障害認定を受けた者への医療費補助</li> <li>200円/日/1医療機関</li> </ul>
	ひとり親家庭等医療費給付事業	福祉課 (指導) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>生計同一者全員が所得税非課税であること。</li> <li>母子（父子）家庭の保護者及び子（18歳到達の3月31日まで）への医療費補助</li> <li>500円/日/1医療機関</li> </ul>
	通いの場活動拠点整備事業	福祉課 (介護) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の社会的孤立感の解消と心身の健康維持の増進のために、町内の空き家、空き店舗を高齢者の通いの場の活動拠点とするため整備費用の補助</li> <li>上限額100,000円</li> </ul>
	介護予防活動団体支援事業	福祉課 (介護) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者の身近な所で介護予防に取り組む団体に対し、運動用品、事務用品等の経費を補助</li> <li>上限額50,000円</li> <li>事務用品等の消耗品費、教材費、運動用具や会場使用料等</li> </ul>

分野	名称	担当課	主 要 件
			制 度 内 容
健 康 高齢者 子育て 福 祉	介護支援ボランティア活動事業	福祉課 (介護) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者が介護支援ボランティア活動を通じて地域貢献することを奨励、支援し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の推進</li> <li>・介護支援ボランティア活動を行ったボランティアに1ポイントを付与する。</li> <li>・1月から12月の間に付与されたポイント数に応じて、奨励金に換金する。</li> <li>・1ポイント100円とし、年間最大50ポイント(5,000円)とする。</li> </ul>
	配食サービス事業	福祉課 (指導) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の要介護高齢者等に対し、配食サービスを提供することにより、当該高齢者等の自立と生活の質の確保を図り、もって高齢者等の福祉の向上を図ることを目的</li> <li>・食事の調理が困難な者で、かつ、家族等からの援助を受けられない方</li> <li>・70歳以上の単身又は高齢者のみの世帯の者で、要介護認定者、要支援認定者又は事業対象者</li> <li>・心身障害者で、単身又は同居者が心身障害者若しくは上記の規定に該当する方</li> <li>・利用料として、原材料費等の実費を負担</li> </ul>
	外出支援事業	福祉課 (指導) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者及び身体障害者等に対して、外出支援サービス事業を実施することにより、当該高齢者等が永年住み慣れた地域社会の中で引き続き生活していくことを支援し、もって、高齢者等の福祉の向上を図ることを目的</li> <li>・社会福祉協議会に委託して実施。</li> <li>・町内：600円(片道300円)、町外：2千円とフェリー代実費</li> </ul>
	老人日常生活用具給付等事業	福祉課 (指導) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり暮らし老人等に対し、日常生活用具を給付し、又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的</li> <li>・電磁調理器、火災警報器、自動消火器の貸与</li> </ul>
	高齢者ハンドル形 電動車椅子購入等助成	福祉課 (指導) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハンドル形電動車椅子(シニアカー)を購入又はレンタルする者に対し、その費用の一部を助成することにより、高齢者がシニアカーを利用する際の経済的負担の軽減を図ることを目的</li> <li>・交付額は、シニアカーの購入又はレンタルに要する費用の3分の1以内とし、10万円を限度</li> </ul>
	障害者通所・通勤等交通費助成	福祉課 (指導) 62-0301	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者等が通所及び通勤等に要する交通費の一部を助成金として支給し、経済的負担を軽減し、障害者等の社会参加等の促進を図ることを目的</li> <li>・通所交通費助成金：対象経費の4分の3以内</li> <li>・通勤等交通費助成金：対象経費の2分の1以内</li> </ul>
	救急搬送患者等宿泊費助成	保健衛生課 62-0303	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町外の医療機関へ救急搬送され、受診後に帰宅指示がなされた場合に、やむを得ず宿泊施設を利用した際の宿泊費の一部を助成することで、不測の救急搬送による個人負担の軽減を図ることを目的</li> <li>・対象者：救急搬送患者及び付添人(1名まで)</li> <li>・助成金：宿泊費の実費負担分(1名5,000円を上限)</li> </ul>

分野	名称	担当課	主 要 件
			制 度 内 容
教 育	就学援助費	教育課 64-2074	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要保護、準要保護児童及び生徒</li> <li>・ 経済的理由により就学困難な児童、生徒の保護者に対する援助</li> </ul>
	特別支援学級就学奨励費	教育課 64-2074	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町立小中学校の特別支援学級に在籍していること。</li> <li>・ 世帯の収入額</li> <li>・ 町立小中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者への就学奨励費の支給</li> </ul>
	奨学金貸付	教育課 64-2074	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人又は保護者が町内に住所を有すること。</li> <li>・ 学校教育法に規定する高等学校、高等専門学校、大学、専修学校(専門課程)に在学する者</li> <li>・ 所得要件あり</li> </ul> <p>経済的な理由により修学が困難な者への奨学金の貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高校 月額20,000円</li> <li>・ 大学 月額45,000円又は60,000円</li> </ul>
住 居 環境衛生	住宅新築改築助成金	建設課 65-3124	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大崎上島町に住所を有していること。</li> <li>・ 助成対象者が所有する住宅で、自己の居住用に供していること。</li> <li>・ 町内建築業者等を利用した住宅の新築改築を行う者への補助</li> <li>・ 助成対象経費の100分の10に相当する額以内、限度額30万円</li> <li>・ 助成金交付は、同一の申請者及び助成対象住宅について1回限りとする。</li> </ul>
	空き家活用助成金	建設課 65-3124	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家になり1か年以上経過した中古住宅で、継続して3か年以上居住の用に供する予定があること。</li> <li>・ 町内建築業者等を利用した町内の空き家の改修を行う者への補助</li> <li>・ 助成対象経費の100分の50に相当する額以内、限度額100万円</li> </ul>
	空き家活用奨励金 (所有者の方)	建設課 65-3124	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大崎上島町空き家活用助成金交付要綱に規定する空き家所有者であり、空き家改修が適正に行われたと認められた者に限る。</li> <li>・ 当該年度内で町内に存する空き家を改修した空き家所有者に対し、奨励金として10万円を交付する。</li> </ul>
	小規模生活環境整備事業補助金	建設課 65-3124	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 道路 幅員2.0m以上で自動車通行可能な既設道路より宅地までの区間</li> <li>・ 排水路 2戸以上の共同施設</li> <li>・ 小規模の道路及び排水路の改良工事の新設等を必要とする者への補助</li> <li>・ 用地買収及び補償費を除く工事費に対して10分の6以内、最高限度額は200万円以内</li> </ul>

分野	名称	担当課	主 要 件
			制 度 内 容
住 居 環境衛生	危険建物除却推進事業	建設課 65-3124	<ul style="list-style-type: none"> <li>危険建物の認定を受けた住宅</li> <li>解体業者は、町内に本店等を有する法人等であること。</li> <li>町内に存する危険建物の除却を行うの者への補助</li> <li>助成対象経費の100分の30に相当する額以内、限度額30万円</li> </ul>
	木造住宅耐震改修補助事業	建設課 65-3124	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものを含む）で在来軸組構法によるもので階数が3以下のもの</li> <li>上部構造評点が1.0未満の住宅を1.0以上にするための補強工事で、増築を伴わないもの</li> <li>大崎上島町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱による耐震診断を受けた戸建住宅、併用住宅（延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供する者に限る）</li> <li>耐震改修に係る費用の3分の1、かつ、1戸当たり30万円以内</li> </ul>
	木造住宅耐震診断補助事業	建設課 65-3124	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅（店舗等の用途を兼ねるものを含む）で在来軸組構法によるもので階数が3以下のもの</li> <li>町内の住宅・建築物の耐震診断補助</li> <li>耐震診断に係る費用の3分の2、かつ、1戸当たり3万円以内</li> </ul>
	小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金	保健衛生課 62-0303	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己が居住する住宅であること。</li> <li>浄化槽整備区域において、住宅に浄化槽を設置する場合の補助金（5人槽594,000円、6～7人槽657,000円、8～10人槽873,000円）</li> </ul>
	浄化槽法定検査費補助金	保健衛生課 62-0303	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳に記録されている者で、10人槽以下の浄化槽を専用住宅又は併用住宅に設置している者</li> <li>指定検査機関による年1回の浄化槽法定検査費を補助 ※補助金は、町から指定検査機関に支払います。</li> <li>単独浄化槽：効率化検査5,000円、ガイドライン検査5,000円</li> <li>合併浄化槽：効率化検査5,000円、ガイドライン検査7,000円</li> </ul>
	小規模生活環境整備事業補助金	下水道課 64-3513	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築等により新たに公共ますを設置する場合</li> <li>公共ます新設工事費への補助6/10以内（上限200万円）</li> </ul>
	排水設備改造資金利子補給	下水道課 64-3513	<ul style="list-style-type: none"> <li>町の滞納金がなく下水道分担金を完納していること。</li> <li>供用開始から3年以内であること。</li> <li>排水設備改造のための借受資金に対する利子補給限度額100万円の2%以内で最長5年</li> </ul>
	住宅用太陽光発電システム等普及促進事業補助金	企画課 65-3112	<ul style="list-style-type: none"> <li>10kw未満の太陽光発電システムであること。</li> <li>太陽光発電システムを導入する住宅への補助</li> <li>一件 50,000円</li> </ul>



分野	名称	担当課	主 要 件
			制 度 内 容
農林水産 中小企業 就業等	農業基盤整備事業	建設課 65-3124	<ul style="list-style-type: none"> <li>農林漁家の経済安定を期するため、生産性の向上及び流通の改善その他振興を図る事業を行う団体等</li> <li>農業用施設整備事業（2戸以上）</li> <li>農道舗装（2戸以上）</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>請負事業費の10分の6以内、直営原材料の10分の10以内で、50万円以内</li> </ul>
	農業振興資金等利子補給補助金	地域経営課 65-3123	<ul style="list-style-type: none"> <li>融資機関に限る。</li> <li>農業を営む個人・法人の借入金の利子に対して補助</li> <li>農業振興資金最高残高の総和×利子補給率/365</li> </ul>
	環境保全型農業直接支払交付金	地域経営課 65-3123	<ul style="list-style-type: none"> <li>化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組</li> <li>集落営農団体が地球温暖化防止に効果の高い営農活動に支援 交付単価 8,000円/10a</li> </ul>
	新規就農者育成交付金事業	地域経営課 65-3123	<ul style="list-style-type: none"> <li>就農時の年齢45歳未満</li> <li>人、農地プランに位置付けられていること。</li> <li>新規就農者が軌道に乗るまでの生活支援。 12.5万円/月 × 最長3年間</li> </ul>
	新規就農支援事業 （農業用機械整備補助）	地域経営課 65-3123	<ul style="list-style-type: none"> <li>1名当り 100万円/年</li> <li>認定新規就農者が実施する農業用機械等整備に係る経費補助 経費の10分の5以内</li> </ul>
	大崎上島就業支援事業 （農業部門）	地域経営課 65-3123	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上町外で住所を有した後、町内に転入して農業に従事する方</li> <li>申請時に55歳以下</li> <li>就業適正判断期間支援金月額65,000円（12ヵ月）</li> <li>兼業農家支援金 月額30,000円（24ヵ月）</li> </ul>
	大崎上島就業支援事業 （漁業部門）	地域経営課 65-3123	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上町外で住所を有した後、町内に転入して漁業に従事する方</li> <li>申請時に55歳以下であること。</li> <li>新規漁業就業者支援事業の総合研修を受講し就業する者への補助 月額65,000円（24ヵ月）</li> </ul>
漁船保険加入促進事業補助金	地域経営課 65-3123	<ul style="list-style-type: none"> <li>大崎上島町内の漁業組合に加入していること。</li> <li>広島県漁船保険組合に加入した経費の10分の8以内補助</li> </ul>	

分野	名称	担当課	主 要 件
			制 度 内 容
農林水産 中小企業 就労等	かんきつ産地育成事業 (レモン苗木補助)	地域経営課 65-3123	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広島ゆたか農業協同組合に苗木を申込申請をした方</li> <li>・ 大崎上島町のレモン栽培面積の拡大を図るためレモン苗木購入の補助をする。</li> <li>・ レモン苗木 200円/本</li> </ul>
	有害鳥獣駆除対策事業 (有害鳥獣捕獲活動支援事業)	地域経営課 65-3123	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大崎上島町に住所を有すること。</li> <li>・ 鳥獣捕獲許可証交付者</li> <li>・ 農作物被害を出している有害鳥獣駆除に対する報奨金。</li> <li>・ イノシシ 12,000円/頭(成獣) 5,000円/頭(幼獣)</li> </ul>
	有害鳥獣駆除対策事業 (有害鳥獣被害防止事業)	地域経営課 65-3123	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大崎上島町に住所を有すること。</li> <li>・ 狩猟免許保持者(捕獲器具補助の場合)</li> <li>・ 防護柵資材購入費及び捕獲器具購入費又は修繕費2分の1補助(上限あり)</li> </ul>
	有害鳥獣駆除対策事業 (狩猟免許取得更新補助)	地域経営課 65-3123	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大崎上島町に住所を有すること。</li> <li>・ 新たに狩猟免許を取得・更新した方</li> <li>・ わな猟免許・第一種銃猟免許の狩猟免許申請手数料</li> <li>・ 更新手数料及び狩猟初心者講習会受講料を補助する。</li> </ul>
	U・Iターン就職者正規雇用促進 奨励金交付事業	地域経営課 65-3123	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年以上町外で住所を有した後、転入した者を6月以上継続して正規雇用している町内の中小企業に対し補助</li> <li>・ 町税の滞納がないこと。※正規雇用：雇用期間の定めがなく事業所で正社員・正職員と位置付けられた雇用</li> <li>・ 雇入れ時に55歳以下であること。</li> <li>・ 対象労働者1人につき24万円(1対象事業主につき1会計年度当たり48万円上限)</li> </ul>
	小規模企業振興事業補助金	地域経営課 65-3123	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 持続化支援 補助対象経費の2分の1に相当する額(上限30万円)</li> <li>・ 創業支援 補助対象経費の2分の1に相当する額(上限50万円)</li> </ul>
定住 コミュニティ	島外駐車場利用者助成金	地域経営課 65-3123	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大崎上島町に住所を有し、町税に滞納がない方</li> <li>・ 継続して6月以上にわたり、駐車場契約をしている方</li> <li>・ 町外に通勤・通学するため、町外の駐車場を利用する者に対する補助金</li> <li>・ 上限 対象者1人につき1月当たり2,000円</li> </ul>
	人材確保支援事業補助金	地域経営課 65-3123	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町内の中小企業が、通勤のため町外の駐車場を利用している雇用者(町内に住所を有する者は除く)に対し、当該駐車場の利用料金を支給している場合、その一部を助成するもの</li> <li>・ 雇用者1人につき1月当たり2,000円。ただし、1月当たりの駐車料金が4,000円未満の場合は、当該駐車場料金の半額(1,000円未満切り捨て)を上限額とする。</li> </ul>

分野	名 称	担当課	主 な 要 件
			制 度 内 容
定 住 コミュニティ	花づくり活動支援事業補助金	地域経営課 65-3123	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自主的な花づくり活動として行うもの</li> <li>• 1年以上継続して活動するもの</li> </ul>
	ふるさとづくり事業補助金	地域経営課 65-3123	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自主的な花づくり活動を行う者に対する補助金</li> <li>• 1団体 上限100,000円</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人材育成、生活文化・福祉の向上、他地域との交流等を目的とした事業に補助するもの</li> <li>• 町内に所在する団体もしくは町内に3年以上居住する方</li> </ul>
			<ul style="list-style-type: none"> <li>• 補助対象経費の10分の8以内（予算で定める額を上限とする）ただし、派遣及び研修旅費は、算出された額も2分の1とし、個人は30万円、団体は50万円を上限とする。</li> </ul>